

改正法施行にかかる業務計画に関する経過措置の取扱いについて(福祉有償運送関係)

No. 項目	新規登録者・みなし運送者の別	経過措置期間(新制度への移行猶予期間)	
① ・みなし運送者に係る登録簿の縦覧、登録事項の通知、登録証の交付、登録番号の付与 (法第79条の3)	みなし運送者のみ	改正法施行後、最初の登録日(軽微な事項の変更の届出日も含む)より適用する。	処理方針附則4条
② ・複数の区域でみなし運送者とされた者の有効期限 (法第79条の5)	みなし運送者のみ	平成18年10月1日以降、複数の区域の中で最初にみなし登録の有効期限が到来する区域の有効期限を他の区域にも適用する。(新制度施行後、見なし登録とされた全ての区域の有効期限は、統一されることとなる。)	処理方針附則3条
③ ・運転者の要件 (施行規則第51条の16) ・運行管理者の要件 (施行規則第51条の17)	新規登録者	平成19年9月30日まで	附則9条3項
	みなし運送者	・原則として、みなし登録の有効期限まで。(ただし、平成19年10月1日以降に変更登録を受けた場合は、同期限内であっても変更登録時より適用となる。) ・見なし登録の有効期限が、平成19年9月29日以前の者は、平成19年9月30日まで	附則9条5項
④ ・運転者証の作成及び携行 (施行規則第51条の19)	新規登録者 みなし運送者	経過措置の適用なし。(新規登録時より適用) 原則として、みなし登録の有効期限まで。(ただし同期限内であっても、変更登録もしくは、軽微な事項の変更届出があった場合は、適用となる。)	処理方針附則2条
⑤ ・使用車輛に関する表示 (施行規則第51条の23)	新規登録者 みなし運送者	経過措置の適用なし。(新規登録時より適用) 原則として、みなし登録の有効期限まで。(ただし同期限内であっても、変更登録もしくは、軽微な事項の変更届出があった場合は、適用となる。)	処理方針附則5条
⑥ ・使用車輛への登録証(写)の備え付け (施行規則第51条の23)	新規登録者 みなし運送者	経過措置の適用なし。(新規登録時より適用) 原則として、みなし登録の有効期限まで。(ただし同期限内であっても、変更登録もしくは、軽微な事項の変更届出があった場合は、適用となる。)	処理方針附則6条

(注1)文中の「みなし登録の有効期限とは」、旧許可制度時に付された許可期限の事を指す。

(注2)No.③・④については、みなし登録の有効期限内であっても改正法後の基準に移行することを妨げるものではない。